

中山町介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、さらに認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体で支え合い、介護予防を進めていくための「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が平成二十九年四月から始まります。

要支援認定を受けた方が利用する全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、町が取り組む総合事業に移行するとともに、一般介護予防事業を充実するものです。

〔総合事業〕

基本チェックリストで事業対象者と判定された方や要支援認定をお持ちの方が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス

- ・基本チェックリストで対象者と判定された方
- ・要支援1・2の認定を受けた方

⇒訪問型サービス（自宅での介護や家事援助など）
⇒通所型サービス（通所施設での日帰りサービス）

(2) 一般介護予防事業

- ・65歳以上のすべての方

⇒介護予防の普及・啓発活動（運動教室・認知症予防教室）など

(1) 介護予防・生活支援サービス

◇対象者

基本チェックリストで事業対象者と判定された方または介護保険の要支援1・2の認定を受けた方

※ 四十歳～六十四歳の方は、基本チェック

リストによらず、要介護・要支援認定申請

を行う必要があります。

※ 要支援1・2の認定を受けている方は、

四月一日以降の認定有効期間開始日から順次、移行します。

◇内容

○訪問型サービス

食事・入浴介助などの身体介護や掃除・洗濯などの家事援助

① 従来どおりのサービス（ホームヘルプ）

② 町独自のサービス（短時間のホームヘルプ）

○通所型サービス

通所介護事業所などでの日常生活支援、運動機能向上活動など

① 従来どおりのサービス（デイサービス）

② 町独自のサービス（ミニデイサービス）

平成29年4月から

これまで

介護給付（要介護1～5）

予防給付
（要支援1・2）

訪問看護、通所リハビリ、
訪問リハビリ、短期入所、
福祉用具貸与・購入、住宅
改修など

訪問介護（ホームヘルプ）
通所介護（デイサービス）

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1・2）

訪問看護、通所リハビリ、訪問リ
ハビリ、短期入所、福祉用具貸
与・購入、住宅改修など

介護予防・生活支援サービス
（基本チェックリスト該当者、要支援1・2）

訪問型サービス・通所型サービス

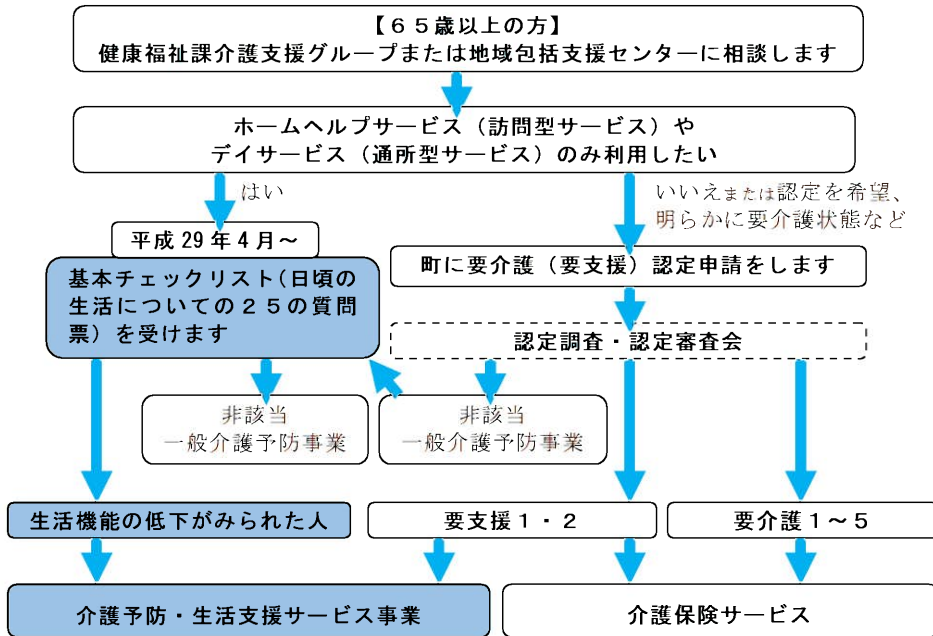
変
更
な
し

※ 要支援1・2の方の予防給付のうち、訪問介護・通所介護が総合事業の介護予防・生活支援サービスに移行し、町独自のサービスが追加されます。事業の枠組みは変わりますが、現在サービスを利用している方は、認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。

◇利用手続き

健康福祉課介護支援グループまたは地域包括
 支援センターにご相談ください。

介護予防・生活支援サービスのみの利用を
 希望される方は、基本チェックリストでの判
 定によりサービス利用を開始することがで
 きるようになります。



(2) 一般介護予防事業

◇対象者 六十五歳以上のすべての方

◇内容

○いきいき体力アップ指導員派遣事業

地区や団体等が開催する集いの場に、介護
 予防運動指導員を派遣します。相談に応じて
 内容や回数を検討させていただきます。

○シニアるんるん貯筋体操教室

中央公民館等を会場に、介護予防を目的と
 した体操教室を毎週開催します。

○脳力アップ教室

中央公民館等を会場に、認知症予防のため
 の脳トレや軽体操、認知症予防についての知
 識を学ぶ教室を開催します。

○いきいき百歳体操への支援

体操のDVDや体操用のおもりの貸し出し、
 新たに始める地区や団体が必要備品を購入
 する場合の補助を行います。

◇利用手続き

申込等については、各事業とも「お知らせ版」
 などでお知らせします。また、興味のある方は
 健康福祉課介護支援グループ（☎662・24
 56）にお問い合わせください。

いつまでも住み慣れた地域で暮らし続ける
 ためには、日常生活の中で介護予防に取り組む
 ことが重要です。

介護予防とは、心身の衰えを予防・改善し、
 介護が必要にならないようにすることです。

毎日の生活の中に、適度な運動等を取り入れ
 ることで生活機能の低下を防ぐことに加え、老
 化の進行を遅くすることもできます。

一般介護予防事業では、介護予防の知識を普
 及・啓発し、介護予防に取り組む人材やグルー
 プを支援することで、地域ぐるみの介護予防を
 進めます。